

# 檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日(火) 午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 3階 会議室2

3. 出席委員(10名)

2番 吉川 作衛	3番 石井 三智子
4番 蘆村 雅光(副会長)	5番 森田 尚子
6番 森川 千鶴子	7番 福田 茂(副会長)
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗(会長)
11番 坂口 洋	13番 堀田 雅三

4. 欠席委員(3名)

1番 安田 宗義(副会長)	8番 岡本 和久
12番 竹瀬 久晴	

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
- 第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
- 第4 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

## 6. 会議の概要

### 事務局

ただ今より、令和7年8月総会を開催いたします。  
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

### 上田会長 挨拶

### 議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は10名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年8月の総会を開会いたします。

なお、1番、安田宗義副会長、8番、岡本和久委員及び12番、竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

### 事務局 議案書の議事日程を朗読

### 議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、2番、吉川作衛委員、並びに3番石井三智子委員を指名いたします。

### 議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び3番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

2番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

なお、3番は地域計画が策定されている十市町の農地ですが、2筆とも農用地区域外のため、影響はございません。事務局からは以上でございます。

議長

案件は、全て小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

1番は、東竹田町\*\*\*の畑、89㎡は、リサイクル館かしはらから北西約400mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\*町の\*\* \*\*氏から、贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴があり耕作能力があることから、適当であると思われしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、2番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

2番は、一町\*\*\*の田、106㎡は、市立新沢小学校から南西約600mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*市の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴があり、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われしますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

中川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろし

くお願いします。

議長

では次に、3番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

3番は、十市町\*\*\*の田、945㎡、及び1060-1の田、1031㎡は、奈良県自動車運転免許センターから北約400mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、弟である\*\*町の\*\* \*\*氏から、贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、2年前まで農地を所有し、農作業歴があり耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思いまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番から3番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

**議長**

全員であります。

よって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

**議長**

日程第3、第2号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案3件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道にあり、かつ、500m以内に教育施設及び医療施設がある第3種農地であり、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われま

す。2番は、賃貸借権を設定し、青空駐車場及び緑地として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、JR金橋駅からおおむね500m以内の第2種農地で、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われま

す。3番は、2番と同一の事業であって、売買による所有権移転によるものです。

事務局からは以上です。

**議長**

第2号議案の1番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の石井委員さんからご説明をお願いします。

**石井委員**

1番は、田中町\*\*\*の畑、241㎡は、市立畝傍中学校から北約300mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*郡\*\*町の\*\* \*\*氏から、売買により所有権移転し、隣地で営む店舗の青空駐車場として転用するため申請されたもので、適当であると思われま

**議長**

す。続いて、2番及び3番は、小委員会にかかっておりますので、蘆村副会長から現地調査の結果説明をまとめてお願いします。

**蘆村副会長**

2番は、曲川町\*\*\*の田、1,140㎡は、JR金橋駅から南東約500mに位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏と賃貸借権を設定し、従業員等の青空駐車場、及び緑地として転用するため申請されたものです。

3番は、曲川町\*\*\*の田、1,100㎡、外1筆は、\*\*市の\*\* \*\*氏外1名から売買により所有権移転し、2番と一体的に転用するため申請されたもので、会社の規模や従業員の人数などから、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の竹瀬委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**議長**

以上で第2号議案1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

**議長**

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番から3番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員であります。よって、第2号議案1番から3番は許可相当として、県知事に意見を達します。

**議長**

日程第4、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

**事務局**

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は4件です。

1 番、曾我町\*\*\*の畑、190 m<sup>2</sup>外 1 筆は、市立真菅小学校から南約 300m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*が、母である\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*と使用貸借権を設定し、自己住宅として転用したいと届け出られたもので、地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和 7 年 7 月 3 日でございます。

2 番、菖蒲町 2 丁目\*\*\*の畑、179 m<sup>2</sup>外 1 筆は、市立畝傍東小学校の近接地であり、\*\*郡\*\*町の有限会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*から売買により譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 7 年 7 月 9 日でございます。

3 番、地黄町\*\*\*の畑、332 m<sup>2</sup>は、市立真菅小学校から東約 400m に位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*から売買により譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 7 年 7 月 10 日でございます。

4 番、常盤町\*\*\*の畑、174 m<sup>2</sup>は、市立耳成南小学校から北約 100m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*が、祖母である\*\*町の\*\* \*\*氏\*\*と使用貸借権を設定し、自己住宅として転用したいと届け出られたもので、地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和 7 年 7 月 14 日でございます。

事務局からは以上です。

**議長**

以上で報告 1 の 1 番から 4 番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

**議長**

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

**議長**

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、8 月の農業委員会総会を閉会いたします。